

○不破消防組合消防通信実施要綱

平26年10月27日訓令甲第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、不破消防組合消防通信規程（平成26年10月27日訓令甲第7号。以下「規程」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(通信運用管理者の職務)

第2条 規程第3条に規定する通信運用管理者の統括管理事務は、次のとおりとする。

- (1) 通信設備の設置、改増、変更及び移動等の運用事務
- (2) 通信設備の保守点検事務
- (3) 公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）及び電波法に関する監督並びに同法に基づく申請、届出、報告等の事務
- (4) 指令員及び無線従事者に対する業務上の指導並びに研修に関する事務。
- (5) 気象統計に関する事務
- (6) 関係書類の保存に関する事務
- (7) その他消防長が必要と認める事務

(指令員の遵守事項)

第3条 規程第4条に規定するものの他、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通信設備の取り扱いは、迅速かつ確実に行うこと。
- (2) 通信内容は、簡潔、明瞭かつ正確に伝達すること。
- (3) 通信の秘密を厳守すること。
- (4) 通信事項、軽易なものを除き直ちに記録し保存すること。
- (5) 通信設備の異常を認めた場合は、直ちに応急措置を講じ通信運用管理者に報告すること。

(急報の実施要領)

第4条 規程第7条第2項に規定する急報の通信要領は、別表1のとおりとする。

(災害情報の連絡)

第5条 規程第7条第5項第1号に規定する通報は、次のとおりとする。

- (1) 出動途上における状況
- (2) 現場到着時における状況
- (3) 要救助者の有無
- (4) 災害状況及びその推移
- (5) 現場引き揚げ時における再出動の可否
- (6) その他現場活動上必要な事項。

2 規程第7条第5項第4号に規定する通報のうち次の機関については、急報受信後速やかに行わなければならない。

- (1) 災害発生町役場（火災、集団災害、水難救助事故）
- (2) 管轄警察署（救急事故のうち急病、一般負傷、運動競技を除く災害）
- (3) 管轄電力会社営業所（電力供給建築物等の災害）
（指令台受信要領）

第6条 規程第8条に規定するもののほか、次によるものとする。

- (1) 様式1の記載事項を聴取するものとし、災害種別によって必要事項を適宜追加聴取するものとする。
- (2) 災害事案であることが判明したときは、直ちに指令装置により、両署庁舎内外へ放送等を行い、消防隊等の出動を促進しなければならない。
- (3) 不確実な急報の場合は、災害の有無を確認するまで通話を切断してはならない。
- (4) 受信後、必要に応じて不明点及び詳細等について確認する等の措置を講ずるものとする。

（無線通信の留意事項）

第7条 規程第12条に規定するもののほか、無線通信を行うときは次の事項に留意しなければならない。

- (1) 開局中は聴取を励行し、受信漏れのないように努めること。
- (2) 通信にあつては、常に地形並びに建物等の影響に配意し、有効な通信の確保に努めること。
- (3) 通信は、無線機を最良の感度に調整し行うこと。
- (4) 他の無線局相互間の交信状況が不良であることを傍受したきは、中継通信を行なうこと。
- (5) 無線通信によることが不適當な事項は、他の方法で伝達すること。
- (6) 平易な用語と無線符号を用い、通信時間の短縮に努めること。

（無線局の呼出名称）

第8条 規程第12条第1項第3号に規定する無線局の呼出名称は、別表2のとおりとする。

（交信要領）

第9条 規程第12条第2項に規定する無線通信の交信要領は、別表3によるほか、次のとおりとする。

- (1) 自局に対する呼出であるかどうか判明しないときは、確実に判明するまで応答しないこと。

- (2) 送信速度は、通常の会話を基準とする。ただし、通信内容又は相手局の受信状態により適宜調整すること。
- (3) 人名及び地名等難解な字句については、必要な部分の反復字句説明、異なった表現を用いる等相手局の受信を容易にするよう努めること。
- (4) 送信は、明瞭な声で要領よく行うこと。
- (5) 重要な事項については、必ず復唱すること。
- (6) 無線通信に使用する符号は、別表4によること。

(無線通信運用要領)

第10条 消防救急デジタル無線の運用に伴い活動波1と活動波2の2波使用の体制とする。

- (1) 活動波1は東署管内、活動波2は西署管内とし、次の場合に使用する。
 - ア 出動消防隊が災害現場に到着するまでの間において指令課と交信するとき。
 - イ 災害現場において、現場指揮者が出動各隊へ指揮命令を伝達するとき。
 - ウ 出動消防隊相互間において通信連絡するとき。
 - エ 消防隊増強要請・特殊車両等特命出動要請するとき。
 - オ その他災害活動における各種必要事項を連絡するとき。
 - カ 災害以外での必要事項を連絡するとき。
- 2 現場指揮本部の設定は、現場活動開始後において、出動隊からの情報等を収集、分析及び統合するとともに、指令課からの支援情報及び現場指揮者からの命令を出動各隊に伝達するために設定するものとする。
 - (1) 現場指揮者は、現場に到着後速やかに現場指揮本部を設置し、出動各隊及び指令課に連絡するものとする。
 - (2) 現場指揮本部の可搬型無線装置に用いる周波数は、特に指令課から指示する場合を除き、管轄毎の周波数とする。
 - (3) 現場指揮本部に連絡要員を置き、現場指揮者と指令課及び現場指揮者と出動各隊の通信を担当させるものとする。
 - (4) 現場指揮本部は、指令課からの呼出しに即応できるよう留意すること。
- 3 携帯移動局の活用は、分隊長及び副分隊長が、災害活動に際し携帯し次のように積極的に活用すること。
 - (1) 現場指揮者からの指揮命令の受理
 - (2) 現場指揮者への活動状況報告及び情報伝達
 - (3) 他分隊との連携活動及び情報交換
 - (4) 車載移動局との相互連絡
- 4 署活系移動局の活用は出動各隊の隊員が携帯し次のように活用すること。

- (1) 分隊長及び副分隊長からの指揮命令の受理
- (2) 分隊長及び副分隊長への活動状況報告及び情報伝達
- (3) 隊員間の相互連絡
(無線通信の統制)

第11条 規程第13条に規定する無線通信の統制は、次のとおりとする。

- (1) 統制の基準
 - ア 2以上の災害が連続して発生した場合
 - イ 多数の無線局が開局し、通信が輻輳又は輻輳する恐れがあるとき。
 - ウ 指令課が特に必要と認めた場合
- (2) 統制の要請
 - ア 無線局は、統制の必要を認めた場合、指令課へ通報し統制の要請を行うものとする。
 - イ 指令課は、アの要請があった場合、可能な限り統制を実施するものとする。
- (3) 統制の要領
 - ア 事前統制をする場合を除き、統制要領は別表5のとおりとする。

(岐阜県防災行政無線の通信記録)

第12条 規程第14条に規定する岐阜県防災行政無線の通信記録は、次にかかげる事項に記録及び回覧し、必要により町防災行政無線を使用し、サイレン吹鳴及び放送を実施すること。

- (1) 気象に関する注意報・情報及び警報の発令又は注意報及び警報の解除を受信した場合(様式2)
- (2) 台風に関する情報を受信した場合
- (3) 岐阜県記録的短時間大雨情報を受信した場合
- (4) 火災気象通報を受信した場合(様式3)
- (5) 地震情報を受信した場合
- (6) その他の受信に際しては軽易な事故を除き、様式4へ記録するとともに、速やかに主管課へ回覧するものとする。

(岐阜県広域災害・救急医療情報システム装置の操作及び報告)

第13条 規程第15条に規定する岐阜県広域災害・救急医療情報システム装置は、操作を岐阜県広域災害・救急医療情報システム装置操作説明書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県広域災害・救急医療情報システム装置により住民へ医療機関の紹介を行った場合、様式5に記録しなければならない。
- (2) 岐阜県広域災害・救急医療情報システム装置による病院案内状況は、様式6

によりその月ごとに集計し、遅滞なく岐阜県健康福祉部医療整備課長宛に報告しななければならない。

(町防災行政無線の放送要領)

第14条 規程第16条に規定する放送は様式7のとおりとする。

(出動指令要領)

第15条 規程第19条に規定する出動指令の区分は、火災出動規程、救急出動規程（以下「出動規程」という。）の種別及び出動区分に応じ、原則として別表6のとおりとする。

(1) 出動指令は簡潔明瞭を旨とし、送信及び放送要領は次のとおりとする。

- ア 別表7に規定する出動区分を1回
- イ 災害発生場所、対象物名及び付加情報を1回

(順次指令要領)

第16条 規程第21条に規定する職員招集要領は、次のとおりとする。

(1) 携帯電話への伝言要領は、別表8のとおりとする。

(機能点検実施要領)

第17条 規程第23条の規定する機能点検実施要領は、次のとおりとする。

(1) 無線電話

ア 活動波及び署活系

(ア) 点検時刻は、毎日午前8時25分とする。(災害発生時は、この限りでない。)

(イ) 無線局は、点検実施時刻に一斉に開局する。閉局は、基地局の指示による。(開局中のものは除く。)

(ウ) 点検方式は、基地局の呼出により順次応答する方式とする。

(エ) 交信要領は、別表9のとおりとする。

イ 主運用波

(ア) 点検時刻は、毎月午前8時25分とする。(災害発生時は、この限りでない。)

(イ) 無線局は、点検実施時刻に一斉に開局する。閉局は、基地局の指示による。(開局中のものは除く。)

(ウ) 点検方式は、基地局の呼出により順次応答する方式とする。

(エ) 交信要領は、別表9のとおりとする。

(2) 有線電話

ア 119番回線、管轄電話局からの機能点検によるものとする。

(通信設備の点検基準)

第18条 規程第24条に規定する通信設備の点検は、次のとおりとする。

- (1) 指令課には、次に掲げる事項について毎日実施すること。
 - ア 機器の員数点検
 - イ 目視による外観点検
- (2) 非常電源設備（発電機）は、担当者が毎月第1月曜日に外観点検及び始動点検を実施する。
- (3) 気象観測機器は、指令員が毎月第1月曜日に外観点検を実施する。
- (4) 指定専門業者による保守精密点検は、次により実施する。

区 分	無線設備	点検機関
有線設備	指令台	1月ごと
	クロスバー自動交換機	1月ごと
無線設備	基地局無線電話装置	4月ごと
	陸上移動局無線	4月ごと
通信補助設備装置	無停電電源装置	1月ごと
	気象観測機器	1年ごと

- (5) 指定専門業者の点検報告書は、回覧の後簿冊に綴り保存するものとする。
(整備等の申請)

第19条 規程第25条に規定する通信設備申請は、様式8によるものとする。

(障害時の運用)

第20条 規程第27条に規定する通信回線等途絶時の運用は、次のとおりとする。

- (1) 有線通信障害時
 - ア 指令台に障害のある場合は、非常用指令設備により受信するものとする。
 - イ 119番回線に障害のある場合は加入電話による迂回措置をとるものとする。
- (2) 無線通信障害時
 - ア 基地局設備に障害のある場合は、各署に設置してある卓上型固定移動局無線装置及び署所端末用受令による臨時基地局を速やかに開設するものとする。

(無線従事者選解任届出)

第21条 通信運用管理者は、次により東海総合通信局長に届出をしなければならない。

(1) 無線従事者に移動があった場合(様式9)

(一般放送要領)

第22条 平常時における庁舎内外への連絡等の放送要領は、指令台の庁内放送を操作して一般電話の*90及び指令台の庁内放送起動装置により行うものとする。

(収録用ハードディスク等の管理保存)

第23条 規程第8条第1項第3号に規定する収録用ハードディスク等は、翌年1年間保存するものとする。

(備品及び書類の備え付け)

第24条 指令課には、電波法第60条及び電波法施行規則第38条に規定するもののほか、次に掲げるものを備え付けなければならない。

(1) 組合管内並びに周辺市町の住宅地図

(2) 通信関係法令集

(3) 通信設備台帳(様式10)

(4) 無線従事者台帳(様式11)

附 則

1 この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

2 不破消防組合消防通信要綱(昭和57年消防長訓令第1号)は、廃止する。

別表1 (第4条関係)

急報の送信要領

1 災害通信

通信事項	送信内容
消防署から急報する場合	<p>※消防署に加入電話(駆付)で災害通報があった場合 「出火報(2回)〇〇火災 〇〇町〇番地〇〇方で出火(2回)〇〇消防署へ加入電話(駆付)があったもの」</p> <p>※消防署の前で交通事故があった場合 「救急報(2回) 〇〇消防署前で交通事故発生 負傷者〇名 乗用車と軽トラックの衝突」</p>
出向中の消防隊が災害を覚知し急報する場合	<p>※火災の場合 「出火報(2回) 〇〇火災 〇〇市〇町〇〇対象物東付近で出火(2回)」</p> <p>※救急事案の場合 「救急報(2回) 交通事故(事故種別)乗用車と歩行者 負傷者〇名 〇〇町〇〇交差点50m付近」</p>

2 増強出動要請等

通信事項	送信内容
火災現場における増強出動要請	<p>※増強出動を要請する場合 「増強要請 〇〇町の〇〇火災は第2次出動」</p> <p>※その他火災を林野火災に切替える場合 「増強要請 〇〇町のもう一つの火災は林野火災に切り替える。」</p>

通 信 事 項	送 信 内 容
警戒現場における増強出動要請	※ 火災に切替える場合 「増強要請 ○○町の警戒は○○火災に切り替える」
救急現場における増強出動要請	※ 複数救急に切替える場合 「増強要請 ○○町の交通事故現場 負傷者数名あるため救急隊○隊の増強出動を要請する。」 ※ 集団救急に切替える場合 「増強要請 ○○町の交通事故は、電車とマイクロバスの事故 負傷者数名あり集団救急に切替える」

3 災害現場への到着不能

通 信 事 項	送 信 内 容
災害現場への出動不能	※ 災害現場へ出動中、出動不能となった場合 「○○町の○○現場へ出動中の○○1 『5 1 0 (走行不能)』」

別表2 (第8条関係)

無線局呼出名称一覧表

1 基地局 消防本部 (デジタル)

区 分	呼 出 名 称
活動波	ふわしょうぼう
主運用波 (県内共通波)	ふわしょうぼう
統制波 (全国共通波)	ふわしょうぼう

基地局 西消防署 (デジタル)

区 分	呼 出 名 称
活動波	ふわにししょうぼう
主運用波 (県内共通波)	ふわにししょうぼう
統制波 (全国共通波)	ふわにししょうぼう

2 陸上移動局 (デジタル)

区 分	呼 出 名 称	
車 載 型	指揮車	不破に「指揮」と「1」を付す。
	指令車	不破に「指令」と「1」を付す。
	防災車	不破に「広報」と「1」を付す。
	タンク車	不破に署名と「タンク」と「1」を付す。
	ポンプ車	不破に署名と「ポンプ」と「1」から始まる一連番号を付す。
	屈折はしご車	不破に署名と「梯子」と「1」を付す。
	救助工作車	不破に署名と「救助」と「1」を付す。
	水槽車	不破に署名と「水槽」と「1」を付す。
	積載車	不破に署名と「積載」と「1」を付す。
	救急車	救急不破に署名と「1」から始まる一連番号を付す。
携 帯 型	指揮隊用	不破に「指揮」と「101」を付す。
	本部用	不破に「102」を付す。
	本部用	不破に「103」を付す。
	署長用	不破に署名と「201」を付す。
	分隊長用	不破に署名と「202」を付す。
	副分隊長用	不破に署名と「203」を付す。
	署用	不破に署名と「204」から始まる一連番号を付す。

3 署活系 (アナログ)

区 分	呼 出 名 称	
携 帯 型	分隊長用	不破に署名と「1」から「3」を付す。
	副分隊長用	不破に署名と「4」を付す。
	隊員用	不破に署名と「5」から始まる一連番号を付す。

別表 3 (第 9 条関係)

無線要領

1 無線交信の具体例

(1) 交信要領の原則

呼 出 側	応 答 側
※基地局からの呼出し (基地局) ①「不破消防から不破〇〇」 ③「現在地点送れ どうぞ」 ⑤「不破消防 了解」 ⑥「以上 不破消防」	(移動局) ②「不破〇〇です どうぞ」 ④「不破〇〇了解 〇〇町地内どうぞ」
※移動局からの呼出 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「訓練出向 503 (出車開局)」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」
※閉局報告 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「管内出向より 509 (帰署閉局) どうぞ」 ④「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」
※移動局相互間 (移動局) ①「不破〇〇から不破△△」 ③「現在地点送れ どうぞ」 ⑤「不破〇〇 了解」 ⑥「以上 不破〇〇」 ①「不破〇から不破△△現在地点どうぞ」 ③「以上 不破〇〇」	(移動局) ②「不破△△です どうぞ」 ④「不破△△了解 〇〇町地内どうぞ」 ②「不破△△了解 〇〇町地内どうぞ」

※呼び出す相手局が、すでに開局していることが確実であるとき又は相手局とすでに連絡設定ができていて、重要な用件を送信する場合以外は、相手局の応答を待つことなく通信内容を送信することができる。

(2) 一括呼出

呼出側	応答側
(基地局) 例1 「不破消防から各局」 「(通信事項)」 繰り返す 「以上 不破消防」 例2 「不破消防から管内出向中の各移動 ・・・・以上 不破消防」 例3 「不破消防から〇〇町火災に出動中 の各隊・・・以上 不破消防」 「不破消防から出動中の各隊・・・ 以上 不破消防」	(移動局) 応答を求められた移動局以外は、送信しない。

※ 識別名称の区分

- 「各局」 同一通信系を構成する無線局のすべてを呼び出す場合
- 「各移動」 同一通信系を構成する移動局のすべてを呼び出す場合
- 「各隊」 同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中のすべてを呼び出す場合

(3) 通話の解信

呼出側	応答側
(基地局) ① 「不破消防から不破〇〇」 ③ 「最寄から有線連絡せよ どうぞ」 ⑤ 「以上 不破消防」	(移動局) ② 「不破〇〇です どうぞ」 ④ 「不破〇〇 了解」

2 急報の交信要領

(1) 出向中における災害覚知

呼出側	応答側
※出向中に火災を覚知した場合 (移動局) ① 「至急、至急、不破〇〇から不破消防」 ③ 「出火報、〇市〇町〇〇付近の住宅から出火」 ⑤ 「以上 不破〇〇」	(基地局) ② 「不破〇〇 どうぞ」 ④ 「不破消防 了解」

呼 出 側	応 答 側
※出向中に交通事故を覚知した場合 (移動局) ①「至急、至急、不破〇〇から不破 消防」 ③「救急報、〇〇市〇町〇〇付近に おいて交通事故 負傷者〇名あり 救急隊〇隊の出動を要請する。な お、これより応急処置を行う。」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

※他の無線局の通話中に割り込んで行う場合は、「至急」を2回発信してから呼び出しを行う。

(2) 火災現場における増強出動要請

呼 出 側	応 答 側
※高次出動を要請する場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「〇〇町の火災は第2次出動」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」
※火災種別を切替える場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「〇〇町のその他火災は林野火災 に切り替える」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

(3) 火災現場における特命出動要請

呼 出 側	応 答 側
※隊を指定する場合 (移動局) ①「不破指揮1 から 不破消防」 ③「〇〇町の火災に〇〇1の特命出 動を要請する」 ⑤「以上 不破指揮本部」	(基地局) ②「不破指揮1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」
※隊を指定しない場合 (移動局) ①「不破指揮1 から 不破消防」	(基地局) ②「不破指揮1 どうぞ」

呼出側	応答側
③「〇〇町の火災にはしご車の特命 出動を要請する。どうぞ」 ⑤「以上 不破指揮1」	④「不破消防 了解」

(4) 警戒現場における増強出動要請

呼出側	応答側
※火災に切替える場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「〇〇町の警戒は〇〇火災に切替 える。」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

(5) 救急現場における増強出動要請

呼出側	応答側
※複数救急に切替える場合 (移動局) ①「不破〇1から不破消防」 ③「〇町の交通事故現場 負傷者数 名あるため救急隊〇隊の増強出動 を要請する。」 ⑤「以上 不破消防〇1」	(基地局) ②「不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」
※集団救急に切替える場合 (移動局) ①「不破〇1から不破消防」 ③「〇町の交通事故は、電車とマイ クロバスの事故 負傷者数名あり 集団救急に切替える。」 ⑤「以上 不破〇1」	(基地局) ②「不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

(6) 災害現場への到着不能報告

呼出側	応答側
(移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「〇〇町の〇〇現場へ出動中の不 破〇〇は510(走行不能)」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

3 災害出動時の交信要領

災害出動時の無線交信で、最先着隊からの初動情報は、極めて重要な要素を持っている。

出動隊は、指令課からの支援情報（通報情報）を基に消防活動態勢を整えるのであるが、出動途上や現場到着時の情報も大きく影響してくれるので、必要に応じて情報の通信を行うことが重要である。

(1) 出動報告

呼 出 側	応 答 側
(基地局) 火災のみ、各所属覚受後、調査音を鳴らし、活動波で流す。 ①「不破消防から各局（繰り返す） 〇〇火災(災害種別) 現場は、 〇〇町 以上 不破消防」 ※出向中の移動局から報告する場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「不破〇〇 〇町から出動」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

(2) 支援情報送信

呼 出 側	応 答 側
(基地局) ①「不破消防から各局 支援情報をおくる。119番通報は〇報入電 〇階建て建物〇階から出火 〇階に逃げ遅れがあるもよう。 以上 支援情報をおくる」	(移動局) 応答を求められた移動局以外は、解信しない。 出向中の移動局に対しては求めることもある。 ②「不破指揮1 支援情報了解」 ③「不破〇1 支援情報了解」 ※支援情報には要救助者、二次災害危険等重要事項を送信するが、災害地点が消防署所から近い場合は、内容を省略する場合がある。

※支援情報の送信時期は、原則として指令車の出動報告後に行う。

(3) 出動途上報告

呼出側	応答側
※災害に係る事象を認知したとき (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「〇〇交差点 東進中 現場方向 に黒煙(白煙・火炎)確認 どうぞ」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破〇〇情報 黒煙(白煙・火炎)確認 以上 不破消防」

※他の隊がすでに報告した内容の出動途上報告は、無線の輻輳を避けるため、省略する。また、誤った情報を送信した場合は、誤りが判明した時点で訂正送信する。

(4) 現場到着報告

呼出側	応答側
※最先着した場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「不破〇〇 火点南側 消火栓に 部署 どうぞ」 (基地局) ①「不破消防から 各隊」 「不破〇〇 現場到着 2階から 黒煙 噴出中」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④ 要点復唱 「不破消防 了解」

※最先着した隊は、部署位置、火災の状況、延焼危険の状況、増強要請等必要事項を送信する。

※水利報告及び現着報告は、「どうぞ」、通信終了の「以上自局の呼出名称」は省略することができる。

(5) 状況報告

呼出側	応答側
(移動局) ①「不破〇〇から不破消防」 ③「現場は、〇造〇階専用住宅 1棟 延焼中南側に延焼危険大 後続隊 にあっては南側より進入し防御に あたれ 現時点要救助者及び負傷 者なし どうぞ」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破消防 了解」 ⑥ 要点復唱 「不破消防 了解」

※延焼状況（延焼棟数等）、要救助者、負傷者等の有無、危険物の有無、危険物の有無、消防設備の活用状況等を報告する。

(6) 現場指揮本部設置状況

呼出側	応答側
(移動局) ①「不破指揮101から不破消防」 ③「火点〇側に505（現着） 現場指揮本部を火点〇側に設置」 ⑤「以上 不破指揮本部」	(基地局) ②「不破指揮101 どうぞ」 ④「不破消防 了解」 ⑥「不破消防から各隊 現場指揮本部は火点〇 指定局は不破指揮101とする」 ⑦「以上 不破消防」

(7) 活動部隊への指令・中継

呼出側	応答側
※一括呼出しで行う場合 (移動局) ①「不破指揮101から不破消防」 ③「現場は、〇造〇階専用住宅1棟 延焼中南側に延焼危険大、後続隊 にあつては南側より進入し防御に あたれ」 ⑤「以上 不破指揮101」 ⑦「〇〇1了解」 ⑧「△△1了解」 ※命令の中継 (移動局) ①「不破指揮101から不破消防」 ③「管轄署所を残し他の隊は508 （これより帰署）するよう下命願 う どうぞ」 ⑤「以上 不破指揮101」	(基地局) ②「不破指揮101 どうぞ」 ④「不破消防 了解」 ⑥「不破消防から 〇町〇〇火災出 動中の各隊 不破指揮101命令 現場は〇造〇階専用住宅1棟延焼 中 南側に延焼危険大 後続隊に あつては南側より進入し防御にあ たれ」2回繰り返す 「以上 不破消防」 ⑥「不破消防から各隊 〇町〇〇火

呼出側	応答側
⑦「〇〇1了解」 ⑧「△△1了解」	災出動中の各隊 〇〇隊を残し他の隊は508(これより帰署)せよ

※火災状況、火災防ぎょ体制、部隊増強等現場到着時の報告の項目、状況報告の項目で必要と思われるものは活動部隊に指令する。

(8) 鎮火報告

呼出側	応答側
(移動局) ①「不破〇〇から 不破消防」 ③「只今の〇〇火災は鎮火」 ⑤「以上 不破〇〇」	(基地局) ②「不破〇〇 どうぞ」 ④「不破〇〇情報 鎮火了解 〇時〇分」

(9) 引揚げ報告

呼出側	応答側
※再出動可能の場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防現場引揚げ どうぞ」	(基地局) ②「不破〇〇 現場引揚げ 不破消防 了解」
※再出動不能の場合 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防 現場引揚げ 再出動不能 どうぞ」	(基地局) ②「不破〇〇 再出動不能 不破消防 了解」

(10) 帰署報告

呼出側	応答側
※帰署・閉局報告 (移動局) ①「不破〇〇から不破消防 509 (帰署)」	(基地局) ②「不破消防 了解」

4 救急出動時の交信要領

(1) 開局報告・支援情報

呼 出 側	応 答 側
(移動局) ①「救急不破〇1から不破消防」 ③「救急不破〇1 501(出車開局)」 (基地局) ①「不破消防から救急不破〇1」 ③「支援情報を送る。〇歳男性 CP Aのため現在口頭指導実施中」 ⑤「以上 不破消防」	(基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」 (移動局) ②「救急不破〇1です どうぞ」 ④「救急不破〇1 了解」

(2) 現場到着報告

呼 出 側	応 答 側
(移動局) ①「救急不破〇1から不破消防 505(現場到着)どうぞ」 ③「以上 救急不破〇1」	(基地局) ②「不破消防 了解」

※病院到着も同様に行う。

なお、AVM端末の「現場到着」「病院到着」ボタンを押下することで報告したものとみなすことができる。

(3) 管制依頼

呼 出 側	応 答 側
※急病の場合 (移動局) ①「救急不破〇1から不破消防」 ③「管制願う。〇歳男性食事中気分が悪くなり倒れたもの。意識正常、主訴は、左胸部痛と動悸及び吐気と冷汗あり、プルス(脈拍)150、BP(血圧)180の98、SpO2(血中酸素飽和度)90、歩行不能、既往症は高血圧症でかかりつけの〇〇医院へ家族が連絡するも医師不在、なお、当局により××医院及び△△病院拒否されております。どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」	(基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

呼出側	応答側
(基地局) ⑥「不破消防から救急不破〇1」 ⑧「〇〇病院 管制 どうぞ」 ⑩「以上 不破消防」 ※交通事故の場合 (移動局) ①「救急不破〇1 から不破消防」 ③「管制願う。乗用車とトラックの衝突、乗用車の運転手 外科300(重症)〇才男性 胸部打撲 肋骨骨折の疑いあり、意識レベル3の3(3-3-9度方式)、呼吸30回、奇異呼吸あり、プルス(脈拍)105、BP(血圧)160の90、SpO2(血中酸素飽和度)85、歩行不能、酸素8リッター投与 どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」 (基地局) ⑥「不破消防から救急不破〇1」 ⑧「〇〇病院 管制 どうぞ」 ⑩「以上 不破消防」	(移動局) ⑦「救急不破〇1 どうぞ」 ⑨「〇〇病院 了解」 (基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防了解」 (移動局) ⑦「救急不破〇1 どうぞ」 ⑨「〇〇病院 了解」

(4) 現場出発依頼

呼出側	応答側
※救急隊管制の場合 (移動局) ①「救急不破〇1 から不破消防」 ③「患者2名収容 救急隊 管制により〇〇病院へ搬送する。どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」 ※依頼搬送の場合 (移動局) ①「救急不破〇1 から不破消防」 ③「家族依頼により〇〇病院へ搬送	(基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」 (基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

呼 出 側	応 答 側
する。どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」 ※選択搬送の場合 (移動局) ①「救急不破〇1 から不破消防」 ③「選択搬送により〇〇病院へ搬送 する。どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」	(基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

※AVM端末による現場出発の報告は「現場出発」ボタンを押下するとともに、救急無線にて医療機関名と出発する旨を報告する。

(5) 引き上げ報告

呼 出 側	応 答 側
※再出動可能の場合 (移動局) ①「救急不破〇1 から 不破消防」 ③「〇〇病院引き揚げ どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」 ※再出動不能の場合 (移動局) ①「救急不破〇1 から不破消防」 ③「〇〇病院引き揚げ 車内汚染のため 帰署まで再出動不能 どうぞ」 ⑤「以上 救急不破〇1」	(基地局) ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」 ②「救急不破〇1 どうぞ」 ④「不破消防 了解」

※再出動可能の報告は要しない。不能の場合のみ報告すること。

なお、AVM端末の「病院出発」ボタンを押下することで、再出動可能の引揚げ報告をしたものとみなすことができる。

5 AVM端末における報告に伴う操作ボタン一覧

操作ボタン	AVM端末における報告内容
①災害出動	指令課からの出動指令を受信した後、出発時に押下する。
②業務出向	事務連絡等に出向した時に押下する。
③現場到着	現着到着時に押下する。
④救助開始	現場到着し、救助を開始した時に押下する。
⑤放水開始	現場到着し、放水を開始をした時に押下する。
⑥鎮 圧	火災が鎮圧した時に押下する。
⑦鎮 火	火災が鎮火した時に押下する。
⑧放水停止	現場到着し、放水停止をした時に押下する。
⑨患者収容	傷病者を救急車内に収容した時に押下する。
⑩救助完了	要救助者を救出した時に押下する。
⑪現場出発	現場を出発する時に押下する。
⑫病院到着	傷病者を搬送し、医療機関に到着した時に押下する。
⑬病院出発	傷病者を搬送した後、医療機関を引揚げる時に押下する。
⑭出動不能	再出動不能の場合に押下する。
⑮待 機 中	帰署した時に押下する。

別表 4 (第 9 条関係)

通信略符号

内 容	符 号 (読み)
署内火気確認	5 0 (ゴウ マル)
架電願う	6 0 (ロク マル)
急報	9 0 (キュウ マル)
軽症	1 0 1 (イチ マル イチ)
加害	2 0 0 (ニイ マル マル)
中等症	2 0 1 (ニイ マル イチ)
絞殺	2 0 2 (ニイ マル ニ)
撲殺	2 0 3 (ニイ マル サン)
精神病	2 0 4 (ニイ マル ヨン)
癌	2 0 5 (ニイ マル ゴ)
アルコール中毒	2 0 6 (ニイ マル ロク)
ガス・薬物中毒	2 0 7 (ニイ マル ナナ)
暴力団	2 0 8 (ニイ マル ハチ)
重症	3 0 1 (サン マル イチ)
死亡推定	4 0 0 (ヨン マル マル)
警察要請	4 0 1 (ヨン マル イチ)
再出場不能	4 0 2 (ヨン マル ニ)
二次災害発生の恐れ	4 0 3 (ヨン マル サン)
爆発危険	4 0 5 (ヨン マル ゴ)
出場開局	5 0 1 (ゴウ マル イチ)
事務開局	5 0 2 (ゴウ マル ニ)
訓練開局	5 0 3 (ゴウ マル サン)
現場確認	5 0 4 (ゴウ マル ヨン)
現場到着・水利部署	5 0 5 (ゴウ マル ゴ)
現場出発・移動	5 0 6 (ゴウ マル ロク)
病院到着	5 0 7 (ゴウ マル ナナ)
引き揚げ	5 0 8 (ゴウ マル ハチ)
閉局	5 0 9 (ゴウ マル キュウ)
走行不能	5 1 0 (ゴウ イチ マル)
物損事故	6 0 1 (ロク マル イチ)
人身事故	6 0 2 (ロク マル ニ)
管理者連絡	6 0 3 (ロク マル サン)
カメラ持参	6 0 4 (ロク マル ヨン)
関係者へ連絡	6 0 5 (ロク マル ゴ)
焼身	7 0 0 (ナナ マル マル)
首つり	7 0 1 (ナナ マル イチ)

内 容	符 号 (読み)
服毒	7 0 2 (ナナ マル ニ)
ガス類	7 0 3 (ナナ マル サン)
刃物類	7 0 4 (ナナ マル ヨン)
電気類	7 0 5 (ナナ マル ゴ)
入水	7 0 6 (ナナ マル ロク)
飛び込み	7 0 7 (ナナ マル ナナ)
飛び降り	7 0 8 (ナナ マル ハチ)
行路病者	7 0 9 (ナナ マル キュウ)

別表 5 (第 1 1 条関係)

無線統制

1 無線統制

呼 出 側	応 答 側
<p>※使用波の統制</p> <p>① 「不破消防から〇〇町に出動中の各隊」</p> <p>② 「使用波の無線統制を実施する」</p> <p>③ 「各隊は〇〇波に転波せよ」 (繰り返す)</p> <p>④ 「以上 不破消防」</p> <p>※使用局の統制</p> <p>① 「不破消防から〇〇町出動中の各隊」</p> <p>② 「無線統制を実施する」</p> <p>③ 「以上 不破消防」</p>	<p>※該当する局はただちに転波する。解信を求められた局以外は応答しない。</p> <p>※指定局以外は、応答を求められたとき又は緊急通報以外は送信してはならない。</p>

2 無線統制の解除

呼 出 側	応 答 側
<p>(不破消防)</p> <p>① 「不破消防から各局(又は各移動、各隊)只今を以て無線統制を解除する。(繰り返す) 以上 不破消防」</p>	<p>(移動局)</p> <p>※応答しない。</p>

別表 6 (第15条関係)

発 信 内 容		
(1) 一斉予告音		2回
(2) 不破各局、不破各局		1回
(3) 火災指令、火災指令、〇〇火災		1回
(4) 場所、目標、対象物		2回
(5) 以上、不破消防		1回
普通火災	火災指令、火災指令、建物火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇商店東、〇〇〇〇宅より出火	2回
密集地火災	火災指令、火災指令、密集地火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇商店より出火	2回
中高層火災	火災指令、火災指令、中高層火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇促進住宅〇階〇〇宅より出火	2回
工場火災	火災指令、火災指令、工場火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇株式会社〇〇工場より出火	2回
学校火災	火災指令、火災指令、学校火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇小学校〇〇より出火	2回
病院火災	火災指令、火災指令、病院火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇病院〇階〇〇より出火	2回
福祉施設	火災指令、火災指令、福祉施設火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇センター〇〇より出火	2回
危険火災	火災指令、火災指令、危険物火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇スタンドより出火	2回
林野火災	火災指令、火災指令、林野火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇付近の山林より出火	2回
	〇〇町〇〇の西側、山腹より炎が見えるとのこと	2回
車両(車)火災	火災指令、火災指令、車両(電車)火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇商店前の路上 大型トラックより出火	2回
航空機墜落	火災指令、火災指令、航空機火災	1回
	〇〇町〇〇、〇〇の北側に飛行機が墜落した もよう(ヘリコプター)	2回
その他火災	火災指令、火災指令、〇〇火災(枯草、電柱等)	1回
	〇〇町〇〇、〇〇〇〇宅東、空地より出火	2回
管轄外	火災指令、火災指令、応援火災 〇〇消防管内	1回
	〇〇町〇〇、〇〇〇〇宅より出火、目標〇〇	2回
救急事故	救急指令、救急指令、急病(交通事故)	1回
	〇〇町〇〇、〇〇寺南、〇〇〇〇宅	2回
	〇〇町〇〇、〇〇商店前交差点内 〇〇と〇〇の衝突事故	2回
救助事故	救助指令、救助指令、交通事故(水難) 〇〇町〇〇、〇〇商店前交差点内	1回

発 信 内 容		
	車内に負傷者がはさまれているもよう 〇〇町〇〇、〇〇川〇岸手提（〇〇池）	2回
	子供が流されたもよう	2回
集団災害事故	集団災害事故、集団災害事故	1回
	観光バス追突（横転）事故 〇〇町〇〇、〇〇付近 負傷者多数	2回
	列車脱線（横転）事故 〇〇町〇〇、〇〇付近 負傷者多数	2回
高次出場	第〇次出場指令、第〇次出場指令、	1回
	〇〇町〇〇の〇〇火災は、第〇次出場	2回
特命出場	特命指令、特命指令	1回
	〇〇町〇〇の〇〇に不破〇〇号の出場要請	2回
警戒出場	警戒指令、警戒指令	1回
	不審な煙（炎） 〇〇町〇〇、〇〇付近	2回
	油流出事故、〇〇町〇〇の交通事故	
	道路上にガソリン約〇〇リットル流出	2回

一 般 連 絡 放 送 例	
例	〇〇消防士〇〇まで 〇〇時〇〇分 火災気象通報が発表されました 〇〇司令補 外線です〇〇番まで

別表 7 (第15条関係)

災害等の種別	指令区分
普通火災	火災指令
密集地火災	密集地火災指令
中高層火災	中高層火災指令
工場火災	工場火災指令
学校火災	学校火災指令
病院火災	病院火災指令
福祉施設火災	福祉施設火災指令
危険物火災	危険物火災指令
林野火災	林野火災指令
車両(電車)火災	車両(電車)火災指令
航空機墜落火災	航空機墜落火災指令
その他火災	その他火災指令
管轄外火災	応援火災指令
救急事故	救急指令
救助事故	救助指令
集団災害事故	集団災害指令
高次出動	第〇次出場指令
特命出動	特命指令
警戒出動	警戒指令

別表 8 (第16条関係)

1 (非番) 招集

指 令 課	非番職員
<p>件名：(非番) 招集 本文：こちらは、不破消防本部です。 (非番) 招集 指令日時：○/○ ○○：○○ 災害種別：○○ 災害地点：○○町○○ 出動目標：○○○○ 出動可：このまま返信して下さい 出動不可：yesをnoに変更し送信 地図は下記をクリックして下さい</p>	<p>出動可の場合は、そのまま返信する。 不可の場合は、アドレスをNoに変更して送信</p>

2 解除

指 令 課	非番職員
<p>件名：(非番) 招集解除 本文：こちらは、不破消防本部です。 ○○：○○をもって(非番) 招集を解除します。</p>	<p>そのまま返信。</p>

別表 9 (第17条関係)

定時の機能点検

1 無線局

呼出側	応答側
<p>(基地局・固定局)</p> <p>① 「不破消防から 各局」 「これより、試験交信を行う。」 「ただいま試験中」 「本日は晴天なり、本日は晴天なり。」 「ただいまの結果順次応答せよ」</p> <p>② 「(相手局の呼出名称) どうぞ」</p> <p>④ 「了解」 以下順次実施する。</p> <p>⑤ 「これで試験交信を終わる。」 「各移動局 閉局せよ」 以上 不破消防」</p>	<p>③ 「(自局の呼出名称) メリット○どうぞ」</p>

様式1

○119番不破消防です。火災ですか？救急ですか？

様式1

火災・救急・救助・その他

○消防車・救急車の向かう場所はどこですか？

垂井町・関ヶ原町・名神高速 上り・下り（ . KP）・養老SA・伊吹PA

地区名 _____ 番地 _____

世帯主名 _____ お近くの目標物を教えてください _____

救急・救助

傷病者名 _____

年齢 _____ 歳 男・女

どのような症状（事故）ですか・事故→救助は必要ですか

意識 有・無 呼吸 有・無 CPA→口頭指導へ

既往は、ありますか _____

かかりつけ病院は、ありますか

博愛会病院・大垣市民病院・関ヶ原病院

あなたのお名前を教えてください

_____ 男・女

火災

何が燃えていますか

どのくらい燃えていますか

逃げ遅れは、いませんか 有（名）・無

けが人は、いませんか 有（名）・無

状況に応じて初期消火・避難誘導を指示する

今おかけの電話番号を教えてください

電話番号 _____

様式 2

① 無線業務日誌（乾燥）

無線局管理者		無線局主任		係		広報をしようとする室課		消防長		署長		係	
放送月日		放送始期 ~ 放送終期						所要時間		天候			
危険度6.5以上の時、消防本部より連絡したとき		10時 00分 ~ 時 分											
		13時 00分 ~ 時 分											
		時 分 ~ 時 分											
		時 分 ~ 時 分											
(放送文)			一斉		垂井	宮代	表佐	栗原	綾戸	府中	岩手		
消防本部		からお知らせ		します。									
空気が乾燥		し、火災が		発生しやす		くなっ		て					
います。		火の取り扱		いには十		分注		意し		てく		だ	
さい。													
消防本部		からお知らせ		します。									
空気が乾燥		し、火災が		発生しやす		くなっ		て					
います。		火の取り扱		いには十		分注		意し		てく		だ	
さい。													
故障その他の事項													
無線従事者		氏名				資格							
						特殊乙種							

② 無線業務日誌（乾燥・風）

無線局管理者	無線局主任	係	広報をしよう とする室課	消防長	署長	係													
放送月日	放送始期 ～ 放送終期			所要時間	天候														
危険度6.5 以上の時、消 防本部より連 絡したとき	10時 00分 ～ 時 分																		
	13時 00分 ～ 時 分																		
	時 分 ～ 時 分																		
	時 分 ～ 時 分																		
(放送文)		一 斉	垂井	宮代	表佐	栗原	綾戸	府中	岩手										
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。						
空	気	が	乾	燥	し	、	風	が	強	く	、	火	災	が	発	生	し	や	
す	く	な	っ	て	い	ま	す	。	火	の	取	り	扱	い	に	は	十	分	注
意	し	て	く	だ	さ	い	。												
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。						
空	気	が	乾	燥	し	、	風	が	強	く	、	火	災	が	発	生	し	や	
す	く	な	っ	て	い	ま	す	。	火	の	取	り	扱	い	に	は	十	分	注
意	し	て	く	だ	さ	い	。												
故障その他 の事項	チャイム使用 (サイレン無) 放送は役場にて実施																		
無線従事者	氏名							資格											
								特殊乙種											

③ 無線業務日誌（晴天乾燥）

無線局管理者	無線局主任	係	広報をしよう とする室課	消防長	署長	係													
放送月日	放送始期 ～ 放送終期			所要時間	天候														
危険度6.5 以上の時、消 防本部より連 絡したとき	10時 00分 ～ 時 分																		
	13時 00分 ～ 時 分																		
	時 分 ～ 時 分																		
	時 分 ～ 時 分																		
(放送文)		一 斉	垂井	宮代	表佐	栗原	綾戸	府中	岩手										
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。						
連	日	の	晴	天	続	き	で	、	空	気	が	乾	燥	し	、	火	災	が	
発	生	し	や	す	く	な	っ	て	い	ま	す	。	火	の	取	り	扱	い	に
は	十	分	注	意	し	て	く	だ	さ	い	。								
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。						
連	日	の	晴	天	続	き	で	、	空	気	が	乾	燥	し	、	火	災	が	
発	生	し	や	す	く	な	っ	て	い	ま	す	。	火	の	取	り	扱	い	に
は	十	分	注	意	し	て	く	だ	さ	い	。								
故障その他 の事項																			
無線従事者	氏名						資格												
							特殊乙種												

④ 無線業務日誌（強風）

無線局管理者	無線局主任	係	広報をしよう とする室課	消防長	署長	係														
放送月日	放送始期 ～ 放送終期			所要時間	天候															
危険度6.5 以上の時、消 防本部より連 絡したとき	10時 00分 ～ 時 分																			
	13時 00分 ～ 時 分																			
	時 分 ～ 時 分																			
	時 分 ～ 時 分																			
(放送文)		一 斉	垂井	宮代	表佐	栗原	綾戸	府中	岩手											
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。							
風	が	非	常	に	強	く	、	火	災	が	発	生	し	や	す	く	な	っ		
て	い	ま	す	。	火	の	取	り	扱	い	に	は	十	分	注	意	し	て	く	
だ	さ	い	。																	
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。							
風	が	非	常	に	強	く	、	火	災	が	発	生	し	や	す	く	な	っ		
て	い	ま	す	。	火	の	取	り	扱	い	に	は	十	分	注	意	し	て	く	
だ	さ	い	。																	
故障その他 の事項	チャイム使用 (サイレン無) 放送は役場にて実施																			
無線従事者	氏名									資格										
										特殊乙種										

⑤ 無線業務日誌（積雪）

無線局管理者	無線局主任	係	広報をしよう とする室課	消防長	署長	係													
放送月日	放送始期～放送終期			所要時間	天候														
消防本部より 連絡したとき	10時00分～時分																		
	13時00分～時分																		
	時分～時分																		
	時分～時分																		
(放送文)		一斉	垂井	宮代	表佐	栗原	綾戸	府中	岩手										
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。						
積	雪	に	よ	り	、	車	の	通	行	及	び	消	防	水	利	の	確	保	
が	困	難	な	状	態	と	な	っ	て	い	ま	す	。	こ	の	為	、	消	防
車	・	救	急	車	等	の	緊	急	時	の	出	動	に	支	障	を	き	た	す
恐	れ	が	あ	り	ま	す	の	で	火	の	取	り	扱	い	に	は	十	分	注
意	し	て	火	災	予	防	に	努	め	て	く	だ	さ	い	。				
消	防	本	部	か	ら	お	知	ら	せ	し	ま	す	。						
積	雪	に	よ	り	、	車	の	通	行	及	び	消	防	水	利	の	確	保	
が	困	難	な	状	態	と	な	っ	て	い	ま	す	。	こ	の	為	、	消	防
車	・	救	急	車	等	の	緊	急	時	の	出	動	に	支	障	を	き	た	す
恐	れ	が	あ	り	ま	す	の	で	火	の	取	り	扱	い	に	は	十	分	注
意	し	て	火	災	予	防	に	努	め	て	く	だ	さ	い	。				
故障その他の の事項																			
無線従事者		氏名					資格												
							特殊乙種												

様式3

屋外放送(有・無) 回

火災気象通報(岐阜地方气象台)

1	平均湿度	%
2	最小湿度	%
3	実効湿度	%
4	最大風速	m/s
5	同 風向	
6	出火危険度	

美濃地方では、火災の発生しやすい気象状況が予測されますので注意して下さい。

発生時間 平成 年 月 日 時 分

発信者 _____
受信者 _____

屋外放送(有・無) 回

火災気象通報(岐阜地方气象台)

1	平均湿度	%
2	最小湿度	%
3	実効湿度	%
4	最大風速	m/s
5	同 風向	
6	出火危険度	

美濃地方では、火災の発生しやすい気象状況が予測されますので注意して下さい。

発生時間 平成 年 月 日 時 分

発信者 _____
受信者 _____

医療機関案内票

受付日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分	
傷病者情報	住所	
	氏名	
	生年月日 性別	年 月 日 (才) 男・女
	連絡先	
	症状	
医療科目	内・小・外・整外・産・眼・耳・皮・泌・脳・呼・呼外・消・循・心臓外・その他(歯科・)	
案内医療機関		
覚知別	3799・119・K119・一般加入・駆け付け・無線・警察・その他	
備考		

様式 6

岐阜県広域災害・救急医療情報システム案内状況報告
[不破地域救急医療情報センター]

不破消防組合消防本部

担当所属 指令課

担当者

電話番号 0584-23-2030

年度分

(案内分)													(件)
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
内科													0
小児科													0
外科													0
整形外科													0
産婦人科													0
眼科													0
耳鼻咽喉科													0
皮膚科													0
泌尿器科													0
脳神経外科													0
呼吸器科													0
呼吸器外科													0
消化器科													0
循環器科													0
心臓外科													0
その他													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(消防分)													
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
内科													0
小児科													0
外科													0
整形外科													0
産婦人科													0
眼科													0
耳鼻咽喉科													0
皮膚科													0
泌尿器科													0
脳神経外科													0
呼吸器科													0
呼吸器外科													0
消化器科													0
循環器科													0
心臓外科													0
その他													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

総合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 1 「案内分」欄には、住民及び医療機関に対する救急病院案内の件数の合計を記入すること。
- 2 「消防分」欄には、救急車による搬送等で救急業務上利用した件数を記入すること。常時利用している場合は、救急隊が搬送先を選定した件数を記入すること。
- 3 「その他」欄には、上記15科目の診療案内以外の件数を記入すること。

特記事項

県への報告事項・問題点・苦情等、システム運営上の課題となることがありましたら記入して下さい。

様式 7

NO. _____

平成 年 月 日

災害放送（出火報）

消防本部からお知らせします。

だだいま _____ 地区 _____ 付近

において火災が発生しております。

だだいま _____ 地区 _____ 付近

において火災が発生しております。

皆様のご協力をお願いします。

放送時分 _____ 時 _____ 分

放送担当者 _____

平成 年 月 日

災害放送（鎮火）

消防本部からお知らせします。

先ほどの _____ 地区 _____ 付近の

火災は鎮火しました。

皆様のご協力ありがとうございました。

消防本部からお知らせします。

先ほどの _____ 地区 _____ 付近の

火災は鎮火しました。

皆様のご協力ありがとうございました。

放送時分 _____ 時 _____ 分

放送担当者 _____

様式8
様式8

消防長	課長	係長	係

通 信 設 備 等 整 備 申 請 書

平成 年 月 日

殿

通信統制
責任者

印

設備機械名	設置場所
設置 年 月 日	呼出名称 備品番号
整備事項	
その他	
添付書類	

様式 9

様式9

主任無線従事者 無線従事者		選(解)任届
東海総合通信局長 殿		平成 年 月 日
住 所		
氏名(又は名称) (印)		
主任無線従事者 無線従事者		を(選)任したので、電波法 第39条 第51条の規定により届けます。
従事する無線局の免許番号、識別信号及び無線設置の設置場所		
1 選任又は解任の別		
2 同 上 年 月 日		
3 主任無線従事者又は無線従事者の別		
4 主任従事者が監督を行う無線設備の範囲		
5 主任無線従事者が無線局の監督以外の業務を行うときはその業務の概要		
6 (ふりがな) 氏 名		
7 住 所		
8 資 格		
9 免許証の番号		
10 無線従事者免許の年月日		
11 船舶局無線従事者証明書の番号		
12 船舶局無線従事者証明の年月日		
13 無線設備の操作又は監督に関する業務経歴の概要		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注 1 第51条の7第1項第1号に掲げる無線局に係る場合は、所轄地方電気通信監理局長あてとすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 3の欄は、主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記入すること。
- 4 解任の場合は、1から3まで及び6の欄以外の欄の記載を省略することができる。

